

沼津リハビリテーション病院 看護職員負担軽減 令和6年度目標と計画

| | 項目 | 目標 | 具体的な計画・取り組み |
|----------|------------|---------------------------------|---|
| 部署との業務分担 | 医療連携相談室 | 入院マニュアルの見直しを行い、入院対応スタッフの負担軽減を図る | 入院時の受け入れ業務マニュアルの見直しを行い、今年度中に完成させる。 |
| | 栄養調理課 | 看護師が繁忙時の患者ケアに集中できる | 箸・スプーンを回収しないでそのままトレーにのせたまま回収できる。 |
| | 薬剤課 | 臨時薬の継続の確認の薬剤師の関与 | 臨時薬の処方切れを薬剤課で管理し、その継続等が確実に行われるようにする。 |
| | 事務課 | 勤怠入力負担軽減 | 新たな勤怠システム導入による時間短縮を行う |
| | | クラーク業務の整備 | クラークと医事の業務を見直し、連携をとれる体制を整える |
| | | 院内ネットワークの整備 | 医療 DX に向けた院内ネットワークと環境の整備を行う |
| | 検査課 | 確実に安全な採血業務の実施 | 定期採血の検体容器準備を行えるよう検討していく。 |
| | リハビリテーション課 | 看護職員の腰痛軽減による、業務負担軽減を図る | 腰痛についての現状を調査しつつ、予防対策を検討していく。 |
| | | セラピストによる安全な吸引処置 | 院内研修制度に従って、対象となるセラピストが安全に吸引ができるようにする。継続して取り組むことで、吸引に関する看護業務負担軽減に繋げていく。 |
| | | セラピストによる安全な酸素処置 | 院内研修制度に従って、対象となるセラピストが安全に酸素交換等ができるようにする。継続して取り組むことで、吸引に関する看護業務負担軽減に繋げていく。 |

| | 項目 | 目標 | 具体的な計画・取り組み |
|----------------------|--------------|---|---|
| 病棟業務体制の調整 | 看護補助者との協働 | 看護補助者の業務を整理する | 看護補助者の人員不足により一時的に業務が介護福祉士へ移行してしまっているが、看護補助者の業務の効率化を図り、タスクシフトを引き続き進めていく。 |
| | 看護職員の夜勤負担の軽減 | 夜間看護業務の負担軽減 | 深夜看護師の業務負担は大幅に減らせたが、その分準夜看護師の負担が増加している可能性がある。引き続き業務改善に取り組んでいく。 |
| | 入院受入れ時の雑務調整 | 入院業務の効率化を図る | 入院業務の整理の見直しやインテークの簡素化を図り、入退院支援看護師の効果的な業務分担を検討していく。 |
| | 夜勤前業務の廃止 | 夜勤前勤務による時間外労働の削減 | 準夜勤の経管栄養における業務量の増加が見られているため、引き続き業務削減に取り組んでいく。 |
| 妊婦・育児・介護中の看護職員に対する配慮 | 夜勤の免除制度 | 該当看護職員に対し、個々の状況、要望に応じて勤務時間を調整し、働きやすい環境を整備する | 当該職員の申し出により夜勤を免除している。 |
| | 所定外労働の免除 | | 当該職員の申し出のより所定外労働を免除している。 |
| | 時間外労働の制限 | | 当該職員の申し出のより所定外労働の制限を行っている。 |
| | 半日・時間単位休暇制度 | | 夜勤においては、原則2交替制としている。個々のライフワークにより、3交替を実施している看護職員においては、勤務間インターバルの確保に向け、半日公休の取得の実現を目指している。 |
| | 所定労働時間の短縮 | | 当該職員の申し出のより所定労働の短縮措置を講じている。 |
| | 子の看護休暇 | | 当該職員の申し出により、対象家族1人につき年間最大5日(2人以上最大10日)、30分単位での取得も可能にしている。 |
| | 他部署等への配置転換 | | 当該職員の要望や勤務可能時間に配慮した配置を行っている。 |
| | 復職後の職務 | | スムーズな職場復帰ができるよう、原則として休業前の部署、及び職務に戻れるよう体制を整備している。 |